

令和7年12月15日
県土整備部都市計画課
景観形成係 下山・豊田
電話:027-226-3658 内線:3658

県内都市の将来像を審議する第209回群馬県都市計画審議会を開催します。

群馬県では、県内都市の将来像を決定するため、都市計画区域区分、都市計画道路の決定・変更等の審議を行う「都市計画審議会」を開催しています。

以下の日程により審議会を開催しますので、傍聴を希望される方は、審議会当日の9時45分までに群馬県庁29階 第1特別会議室までお越しください。

1. 開催日時 : 令和7年12月22日(月) 午前10時 開会
2. 開催場所 : 群馬県庁29階 第1特別会議室
3. 審議議案 : 2議案を予定(詳細は別紙)
4. 傍聴定員 : 5名

※傍聴者は原則先着順に決定しますが、午前9時30分の受付開始時において傍聴希望者が定員を超えている場合は抽選となります。また、午前9時45分までに来場されない場合、傍聴できませんので御注意ください。

なお、審議議案について群馬県都市計画審議会が当日に非公開と決定した場合には傍聴できませんので、あらかじめ御承知おきください。

(前回の審議状況)



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第1号・第2号議案 伊勢崎・太田都市計画区域区分の変更(第9回定期見直し)について

令和2年国勢調査及び都市計画基礎調査の成果に基づき、別に定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において、令和12年を目標年次とし、都市計画の目標、区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針並びに主要な都市計画の決定の方針を改定することに伴い、区域区分を定める都市計画区域における将来の人口を適切に見直すものです。

また、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域（新市街地）で、開発事業の実施が確実となった地区を市街化区域に編入します。各区域の編入対象地区は下記のとおりです。

第1号議案 伊勢崎都市計画区域区分の変更(第9回定期見直し)について

1. 長沼町地区 : 面積約 30.2ha
2. 田中町第二地区 : 面積約 12.5ha
3. 阿弥大寺町地区 : 面積 約 9.5ha
4. 境下渕名地区 : 面積 約 23.5ha

第2号議案 太田都市計画区域区分の変更(第9回定期見直し)について

1. 新田大地区 : 面積 約 2.9ha
2. 新田小金井地区 : 面積 約 30.2ha
3. 東今泉地区 : 面積 約 10.6ha
4. 出塚粕川安養寺地区 : 面積 約 14.8ha

【参考】「群馬県都市計画審議会」（設置の根拠：都市計画法第77条）

群馬県都市計画審議会は、都市計画法の規定に基づき設置された審議会で、主に県が都市計画を定める場合に、その内容について調査審議する機関です。

都市計画は、将来の都市の姿を決定することになるため、都市計画を定めるときは、行政機関だけではなく、学識経験者や議会の議員、国の機関及び市町村の長などで構成される本審議会の調査審議を経ることとなっています。

『群馬県都市計画審議会』 <http://www.pref.gunma.jp/page/11474.html>